



島 特 通 信

発行 R7.12.25
島尻特別支援学校
校長 岡越 猛

2 学 期 の お 礼

令和7年12月25日、無事に2学期を終えることができました。保護者の皆様には、今学期の本校教育活動へのご理解とご協力に感謝申し上げます。学校評価の提出に関しましてもありがとうございます。暑さの厳しい9月1日は、各教室でオンラインによる始業式。それから4か月、島尻の幼稚部～高等部の幼児児童生徒とは心身ともに大きく成長した「実りある2学期」だったと思います。

幼児児童生徒たちは、日々の学習のみならず、島特フェスタ(8月)、沖特中文祭(8月)、交流学习、運動会(11月)、特別支援学校体育大会(11月)、各学部修学旅行(小:11月北部)・(中:11月九州北部)・(高:12月東京・千葉県)、校外学習、現場実習、沖特音研(12月)、部活動、児童・生徒会、寄宿舎でのお楽しみ会や卒業生(南風原ジャスコに勤務)の講演会、学級での各教科による生活年齢に応じた学習等に、主体的に取り組んできました。高等部生徒の技能検定へのチャレンジや、各作品展への出品・受賞も多数あり幼児児童生徒の個々の活躍をとてうれしく思います。

写真等を掲載したいところですが、諸般の事情で掲載できず文面が多くなっております。右に掲載しておりますのは、本校生徒会長の大城千紗さんに、直接了承してもらいましたので紹介します。「第44回肢体不自由児・者の美術展 デジタル写真展」です。

作品にも通じる場所ですが、本校の子どもたちは、仲間を思いやる姿勢も随所に見せてくれました。様々な場面での、子どもたちの笑顔が思い浮かびます。笑いあり、ハプニングあり実に様々な表情を見せてくれる島尻っ子の逞しさに、励まされ元気をもらっています。



佳作 タイトルは「推しがいる生活」

また、北部であったことですが、ライフラインの破損の影響を受け1日休校、インフルエンザの影響で学年閉鎖の対応もありました。急な対応にご協力頂き、感謝申し上げます。

3学期はまとめの学期となります。新しい年度につながるように、子どもたちを支え育てていきたいと思っております。特に、高等部3年生においては、学校生活12年間の最後の学期でもあり、卒業後を見据えて更なる成長を期待しております。在校生にとっては、令和8年度に向けたスタートアップの学期となります。令和8年を迎えるにあたり、気持ちも新たに頑張っていきましょう。保護者等の皆様には、子どもたちの健康管理や見守り、励ましとともに、本校教育活動に多大なご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

皆さん、楽しく充実した冬休みを過ごしてください。3学期始業式に会いましょう。よいお年を!

※12月26日から1月5日まで、「学校は閉庁」となります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

学校、保護者等で次年度以降について考えていきたい内容 皆さんのご意見をお聞かせください

就労選択支援について

卒業後に関することにつきましては、今年度10月より「B型就労」の制度設計の変更があり、就労選択支援に関するPTA研修等が開催されました。多数のご参加ありがとうございました。高2・高3の生徒及び保護者には慌ただしく感じたこともあったかと思えます。就労選択支援については、今後「A型就労」への適応があり、高等部生徒だけでなく中学部3年の生徒・保護者にも直結していくこととなります。今後も情報提供に努めていきます。

カスハラに関する全国の動き

(改正労働施策総合推進法 2025年6月成立 職員の安全配慮義務・健康配慮義務の強化)

カスハラ対策について右図(北海道の例)を紹介します。沖縄県も次年度10月までには教育委員会としてまとめていくことと思われる。

学校としては、保護者も職員も加害者や被害者にならないようにしなければならぬと考えています。

本校としては1学期に

- ①勤務時間(8:30~17:00)
- ②SNS等で職員とつながらない
- ③過度な要求には対応しない等

を周知しているところです。改めてご理解の程よろしく申し上げます。

道立学校職員に関するカスハラのルールにはどんなものがあるの？

- 北海道カスタマーハラスメント防止条例
- 北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針
- 道立学校教職員のカスタマーハラスメント対応ガイドライン
- 道立学校教職員のカスタマーハラスメント対応マニュアル などがああります。

カスハラって？ どのような言動が該当するの？

道条例の規定を踏まえ、ガイドラインでは、職員に対する職員以外の者からの要求、言動等のうち、その態様や程度が社会通念上不相当なものであって、当該要求、言動等により、職員の就業環境が害される行為としています。

【カスハラに該当する言動例】※あくまでも例です。

| | |
|--------------------|------------------------|
| ○身体的な攻撃(暴行、傷害) | 胸ぐらをつかむ、相手に物を投げ付ける |
| ○精神的な攻撃(脅迫、中傷、暴言等) | マスクミヤSNSへの暴露等をほめかして脅す |
| ○威圧的な言動 | 声を荒げる、机を叩く |
| ○過大又は過小な要求 | 勤務時間外や自宅を訪れての謝罪等を要求 |
| ○執拗な言動 | 長時間にわたり叱責する(対応を求め続ける) |
| ○拘束的な行動 | 長時間、職員を拘束(居座りや電話を続ける) |
| ○差別的な言動 | 性別、年齢、外見などへの偏見による言動 |
| ○性的な言動 | 必要なく身体に接触 |
| ○個人情報の侵害 | 職員の顔や名札を撮影し、SNS等で公開 |
| ○私的な要求 | 業務とは関係ない雑用の処理を強制的に行わせる |

修学旅行のあり方について

- ①経済的な負担の増加(就学奨励費)を超えての自己負担額の増加(物価上昇等)
 - ②各学年の児童生徒の増加による、旅行計画・運営の困難
 - ③児童生徒の実態が幅広く、団体としてまとまったことが難しいケースが想定
- 上記①~③やその他の事由を勘案し、下記以外にもあるかとおもいますが、
ア) 修学旅行を実施しない イ) 県内で実施 ウ) 県外で実施 エ) 希望のみ
- 修学旅行のあり方について、次年度以降に向けて検討していきたいと考えています。

クリスマスプレゼントに感謝!

地域の「忠孝酒造」さんより、毎年、幼児児童生徒に向けたプレゼントを頂いています。児童会役員が代表で受け取りました。

